上場会社コンプライアンス・フォーラム 2013（大阪）

インサイダー取引及び不公正ファイナンス等に対する当局の取組み

資料編

平成25年9月27日

証券取引等監視委員会
事務局次長　寺田　達史

目　次

○　インサイダー取引規制違反に係る課徴金勧告等の状況　3
○　インサイダー取引規制違反に係る事例紹介　9
○　「J-IRISS」登録会社数の推移　16
○　不公正ファイナンスに係る事例紹介　17
○　開示規制違反に係る課徴金勧告等の状況　34
○　開示規制違反に係る事例紹介（オリンパス、事例Ⅰ）　35
○　国際証券監督者機構（IOSCO）の多国間情報交換枠組みについて　42
○　開示規制違反に係る事例紹介（事例Ⅱ、事例Ⅲ）　44
○　証券取引等監視委員会とは　50

インサイダー取引規制違反に係る課徴金勧告・告発状況

（件）

区分 ＼ 年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	合計
インサイダー取引に係る課徴金納付命令勧告	4	11	16	17	38	20	15 (1)	19 (6)	4	140 (7)

（件）

区分 ＼ 年度	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
インサイダー取引に係る告発	0	0	2	0	1	2	5	0	3	1
	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
	6	5	7	4	8	4	6	7	4	6
	H24	H25	合計							
	2	1	74							

(注1)年度は、当年4月から翌年3月まで。ただし、25年度は6月まで。

(注2)（　）内は、大型公募増資事案に係る件数。

重要事実別勧告状況

年　度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	計	
新株等発行	2	3	3	1	4	6	3	6	1	29	新株等発行
自己株式取得	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	自己株式取得
株式分割	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	株式分割
剰余金の配当	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	剰余金の配当
株式交換	0	0	0	2	2	2	0	0	0	6	株式交換
合併	0	0	2	1	0	0	0	0	0	3	合併
業務提携・解消	3	0	5	8	0	3	2	3	0	24	業務提携・解消
子会社異動を伴う株式譲渡等	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	子会社異動を伴う株式譲渡等
民事再生・会社更生	1	0	0	0	8	2	0	0	0	11	民事再生・会社更生
新たな事業の開始	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	新たな事業の開始
損害の発生	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	損害の発生
行政処分の発生	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	行政処分の発生
業績予想等の修正	0	5	3	3	2	1	2	3	0	19	業績予想等の修正
バスケット条項	0	0	0	0	4	3	1	3	0	11	バスケット条項
子会社の重要事実	0	1	0	0	3	0	2	0	1	7	子会社の重要事実
公開買付け	0	0	3	3	13	2	7	5	1	34	公開買付け
うち公開買付けに準ずるもの	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1)	(0)	(0)	(2)	うち公開買付けに準ずるもの
合計	6	11	16	18	38	21	19	22	4	155	合計
年度別勧告件数	4	11	16	17	38	20	15	19	4	144	年度別勧告件数

（注）１　年度は、当年４月～翌年３月まで。ただし、平成 25 年度は６月まで。
２　件数は、納付命令対象者ベースで計上している。
３　異なる種類の重要事実を知って違反行為を行った者については、重要事実ごとに重複計上しているため、年度ごとの合計数と年度別勧告件数は一致しないものがある。

課徴金勧告件数の推移（行為者の属性別）

	年　度			21	22	23	24	25	計
166条違反に係る行為者	会社関係者			13	8	2	5	2	30
		発行会社役員		4	1	0	1	1	7
			取締役	3	1	0	1	1	6
			監査役	1	0	0	0	0	1
		発行会社社員		7	2	1	3	1	14
			執行役員	0	1	0	0	0	1
			部長等役席者	3	1	0	2	0	6
			その他社員	4	0	1	1	1	7
		契約締結者		2	5	1	1	0	9
			第三者割当	0	5	0	0	0	5
			業務受託者	0	0	1	1	0	2
			業務提携者	2	0	0	0	0	2
	第一次情報受領者			12	10	6	9	1	38
		取引先		2	4	1	6	1	14
		親族		6	1	0	1	0	8
		友人・同僚		0	4	2	1	0	7
		その他		4	1	3	1	0	9

（注）年度は、当年4月から翌年3月まで。ただし、25年度は6月まで。

第一次情報受領者に対する課徴金勧告件数の推移（情報伝達者の属性別）

年　度	21	22	23	24	25	計
会社関係者（166条違反）	12	10	6	9	1	38
発行会社役員	4	2	2	0	1	9
取締役	4	2	2	0	1	9
監査役	0	0	0	0	0	0
発行会社社員	5	1	0	2	0	8
執行役員	1	0	0	0	0	1
部長等役席者	2	1	0	2	0	5
その他社員	2	0	0	0	0	2
契約締結者	3	7	4	7	0	21
証券会社	0	0	1	6	0	7
業務受託者	2	5	2	0	0	9
業務提携者	0	2	1	1	0	4
その他	1	0	0	0	0	1

（注）年度は、当年4月から翌年3月まで。ただし、25年度は6月まで。

課徴金勧告件数の推移（行為者の属性別）

年　度					21	22	23	24	25	計
167条違反に係る行為者	公開買付者等関係者				4	0	1	0	0	5
		買付者役員			0	0	0	0	0	0
			取締役		0	0	0	0	0	0
			監査役		0	0	0	0	0	0
		買付者社員			1	0	0	0	0	1
			執行役員		0	0	0	0	0	0
			部長等役席者		1	0	0	0	0	1
			その他社員		0	0	0	0	0	0
		契約締結者			3	0	1	0	0	4
			証券会社		1	0	0	0	0	1
			公開買付対象者		2	0	1	0	0	3
				役員	1	0	0	0	0	1
				社員	1	0	1	0	0	2
	第一次情報受領者				9	2	6	5	1	23
		取引先			0	0	3	1	0	4
		親族			1	0	1	0	0	2
		友人・同僚			8	1	2	3	1	15
		その他			0	1	0	1	0	2

（注）年度は、当年4月から翌年3月まで。ただし、25年度は6月まで。

第一次情報受領者に対する課徴金勧告件数の推移（情報伝達者の属性別）

年　度	21	22	23	24	25	計
公開買付者等関係者（167条違反）	9	2	6	5	1	23
買付者役員	0	1	0	1	0	2
取締役	0	1	0	1	0	2
監査役	0	0	0	0	0	0
買付者社員	2	0	2	0	1	5
執行役員	0	0	0	0	1	1
部長等役席者	0	0	2	0	0	2
その他社員	2	0	0	0	0	2
契約締結者	7	1	4	4	0	16
証券会社	2	0	0	0	0	2
銀行	1	0	0	0	0	1
公開買付対象者	3	1	3	3	0	10
役員	0	1	1	0	0	2
社員	3	0	2	2	0	7
その他	0	0	0	1	0	1

（注）年度は、当年4月から翌年3月まで。ただし、25年度は6月まで。

インサイダー取引規制違反に係る事例紹介

事例Ⅰ　自社の役職員による自社株のインサイダー取引（１／２）

○ 上場会社A社の役員である違反行為者①は、A社がB社と業務上の提携を行うことについて決定した旨の重要事実（以下「重要事実①」という。）を、その職務に関し知り、当該重要事実の公表（平成22年8月12日）より前に、A社株式を買い付けた。

○ A社の社員である違反行為者②は、A社がC社と業務上の提携を行うことについて決定した旨の重要事実（以下「重要事実②」という。）を、その職務に関し知り、当該重要事実の公表（平成22年11月1日）より前に、A社株式を買い付けた。

○ 違反行為者①及び②は、A社において、B社から、両社間の業務提携に係る不動産検索サービスの提供を停止するとの一方的な通告を受けた旨の重要事実（以下「重要事実③」という。）を、その職務に関し知り、当該重要事実の公表（平成23年1月27日午後10時頃）より前に、A社株式を売り付けた。

事例Ⅰ　自社の役職員による自社株のインサイダー取引（２／２）

１．違反行為者の取引

（違反行為者①）

- 重要事実①　平成22年7月28日に、知人の証券口座を利用して、A社の株式183株を買付価額2,389,480円で買い付けた。
- 重要事実③　平成23年1月27日午前9時頃に、知人の証券口座を利用して、A社の株式183株を売付価額1,065,060円で売り付けた。

（違反行為者②）

- 重要事実②　平成22年10月27日に、A社の株式50株を買付価額220,250円で買い付けた。
- 重要事実③　平成23年1月27日午前9時頃に、A社の株式50株を売付価額291,000円で売り付けた。

２．課徴金額

- 違反行為者①　134万円
- 違反行為者②　22万円

事例Ⅱ　契約締結者によるインサイダー取引

○　違反行為者は、A社との業務委託契約の締結先の役員であったが、同契約の締結の交渉に関してA社に関する重要な事実を知りながら、当該事実の公表前に、A社株式を買い付けた。

１．違反行為者

A社と業務委託契約を締結する先の役員

２．重要事実

A社の業務執行を決定する機関が、新たな事業としてLED照明の製造及び販売を開始することについての決定をした旨の事実

３．違反行為者の取引

上記重要事実の公表（平成23年１月24日）より前の１月11日から１月13日までの間に、自己の計算において、A社株式合計40株を買付価額合計130万450円で買い付けた。

４．課徴金額　103万円

事例Ⅲ　契約締結者からの情報受領者によるインサイダー取引

○　違反行為者は、公開買付者であるA社が上場会社B社の株式の公開買付けを行うことについて決定した旨の事実について、B社の株主（契約締結者）から伝達を受け、当該事実の公表前に、B社株式を買い付けた。

１．違反行為者
　B社の株主からの情報受領者（非上場会社役員）

２．違反行為者の取引
　公開買付け事実の公表（平成23年8月11日）より前の8月9日に、知人の証券口座を利用して、B社の株式25株を買付価額827,700円で買い付けた。

３．課徴金額　61万円

「公募増資に関連したインサイダー取引」の事案

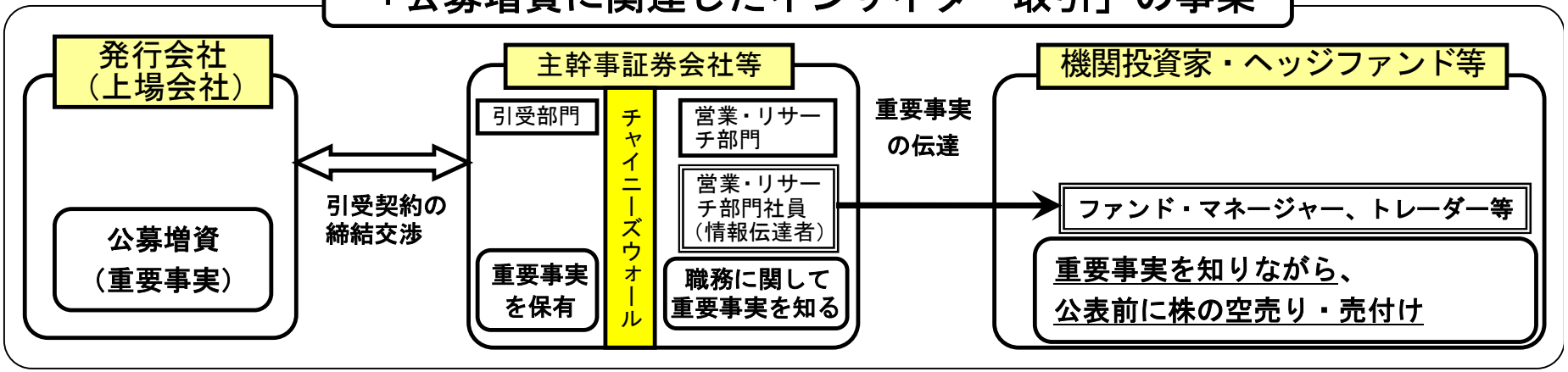

発行会社	公募増資 公表日	主幹事証券会社等	インサイダー取引行為者	課徴金勧告日 （納付命令日）	課徴金額	〈参考〉 ファンドの 得た利得額	〈参考〉 違反行為の 取引金額
国際石油開発帝石	平成 22 年 ７月８日	野村證券	（旧）中央三井ｱｾｯﾄ信託銀行 （（現）三井住友信託銀行）	３月 21 日 （６月 27 日）	５万円	1,455 万円	1 億 124 万円
日本板硝子	平成 22 年 ８月 24 日	ＪＰモルガン	あすかｱｾｯﾄﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ	５月 29 日 （６月 26 日）	13 万円	6,051 万円	4 億 6,537 万円
みずほﾌｨﾅﾝｼｬﾙ ｸﾞﾙｰﾌﾟ	平成 22 年 ６月 25 日	野村證券	（旧）中央三井ｱｾｯﾄ信託銀行 （（現）三井住友信託銀行）	５月 29 日 （６月 27 日）	８万円	2,023 万円	1 億 8,418 万円
東京電力	平成 22 年 ９月 29 日	野村證券	ﾌｧｰｽﾄ･ﾆｭｰﾖｰｸ証券 個人	６月８日 （審判手続中）	1,468 万円 ６万円	－ －	8,051 万円 44 万円
日本板硝子	平成 22 年 ８月 24 日	大和証券	ｼﾞｬﾊﾟﾝ･ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞﾘｰ合同会社	６月 29 日 （審判手続終結）	37 万円	1,624 万円	5 億 4,178 万円
ｴﾙﾋﾟｰﾀﾞﾒﾓﾘ	平成 23 年 ７月 11 日	野村證券	ｼﾞｬﾊﾟﾝ･ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞﾘｰ合同会社	11 月２日 （審判手続中）	12 万円	564 万円	3,041 万円

（注）ジャパン･アドバイザリー合同会社については、監視委は6月29日に取引調査に基づき行政処分勧告を実施。これを受けて、関東財務局は同日同社に対して投資助言･代理業の登録取消しの処分を実施。

「近年の違反事案及び金融・企業実務を踏まえたインサイダー取引規制をめぐる制度整備について」の概要
【金融審議会金融分科会インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ報告】（平成24年12月25日）

Ⅰ．情報伝達・取引推奨行為に対する規制等

○情報伝達・取引推奨行為に対する規制

〔考え方〕

・情報受領者によるインサイダー取引の発生を防止していくためには、不正な情報伝達をいかに抑止していくかが重要な課題

・金商法の目的を踏まえ、上場会社の通常の業務・活動に支障が生じないように配意しつつ証券市場・金融商品取引と結びついた不正な情報伝達・取引推奨を規制

〔規制対象〕

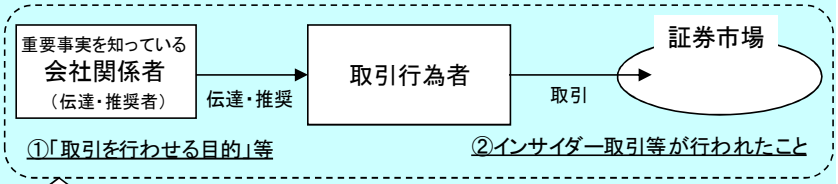

「取引を行わせる目的」等で情報伝達・取引推奨を行い、インサイダー取引等が行われた場合に刑事罰・課徴金の対象

〔上場株券等の仲介業者〕　（証券市場のｹﾞｰﾄｷｰﾊﾟｰとして公共性の高い役割）

⇒違反行為に対するより実効性のある抑止策

- **課徴金額の計算方法**；売買手数料（例えば3ヶ月分）、引受手数料（増資に係る売さばき業務に関連した違反の場合）
- **氏名の公表**；違反抑止の観点から注意喚起のために実行行為者の氏名を公表（補助的な役割を担った者を除く）

※上記規制の対象とならない情報漏えいについては、法人関係情報の適切な管理を定めた業規制により抑止を図っていく

○その他

・機関投資家等の運用担当者等が取引上の立場を利用して重要事実を要求するなどにより、インサイダー取引を行った場合

⇒注意喚起のため違反行為の中心的役割を担った者等の氏名を公表

（不公正取引を反復して行った者についても氏名を公表）

Ⅱ．「他人の計算」による違反行為に対する課徴金の見直し

○資産運用業者が顧客の計算で違反行為を行った場合

〔考え方〕

・資産運用業者は、違反行為によって将来にわたり継続的に運用報酬を維持・増加させることが可能

・資産運用業者が違反行為によって得る利得は違反行為に係る対象銘柄に対応する部分だけでなく、顧客からの運用報酬全体に及んでいる

⇒運用報酬を継続的に得ることが可能であることを踏まえ、一定期間（例えば3ヶ月）の運用報酬全体を基準として課徴金額を計算

（参考）現行の課徴金額の計算方法

$$\text{運用報酬（月額）} \times \frac{\text{対象銘柄の最大額}}{\text{運用財産の総額}}$$

Ⅲ．近年の金融・企業実務を踏まえた規制の見直し

○公開買付け等に係る規制の対象者の範囲拡大

○公開買付け等事実の情報受領者が行う一定の取引に係る適用除外

○重要事実を知っている者の間での取引に係る適用除外

○重要事実を知る前の契約・計画に基づく売買等の適用除外

Ⅳ．インサイダー取引等の未然防止等に向けた取組み

○金融庁・証券取引等監視委員会における取組み

○金融業界における取組み

○金融商品取引所における取組み

（参考）近年の金融・企業実務を踏まえた規制の見直し等

Ⅲ．近年の金融・企業実務を踏まえた規制の見直し

○公開買付け等に係る規制の対象者の範囲拡大

⇒公開買付者等から伝達を受けた被買付企業が、インサイダー取引規制の対象者に当たることを明確に位置付け

※現在、被買付企業については、公開買付者等との間の契約の存在等によりインサイダー取引規制を適用

○公開買付け等事実の情報受領者が行う一定の取引に係る適用除外

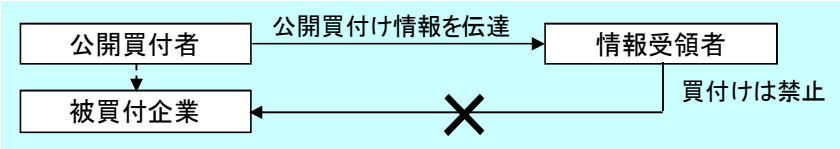

・現在、公開買付け等事実の情報受領者による被買付企業の株券等の買付けは、公開買付者等が当該事実を公表するまで原則禁止

⇒情報受領者が公開買付けを行う場合に「公開買付開始公告」及び「公開買付届出書」に伝達を受けた情報を記載した場合には適用除外

⇒情報受領者が最後に伝達を受けてから相当の期間（例えば6ヶ月）経過した場合には適用除外

○重要事実を知っている者の間での取引に係る適用除外

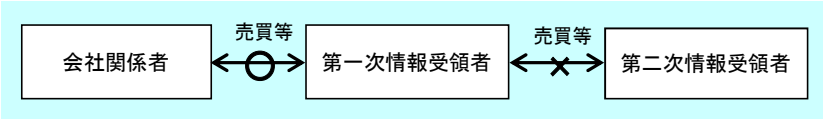

・現在、第一次情報受領者と第二次情報受領者との間で行う取引は適用除外の対象外

⇒第一次情報受領者と第二次情報受領者との間の取引も適用除外の対象とする

○重要事実を知る前の契約・計画に基づく売買等の適用除外

・現在は、限定列挙による適用除外

⇒売買等の具体的な内容が事前に定められているなど、裁量的でないものについて、包括的に適用除外を規定することにより、適用除外範囲を拡大

Ⅳ．インサイダー取引等の未然防止等に向けた取組み

○金融庁・証券取引等監視委員会における取組み

・課徴金事例集についてより実務の参考となるよう取り組む等

○金融業界における取組み

・証券会社における法人関係情報の管理態勢の点検・改善等を継続
・日証協の自主規制ルールの見直し、エンフォースメントの強化等

○金融商品取引所における取組み

・不正な情報伝達を行った者の所属する上場会社に対する情報提供・注意喚起

・スクープ報道がされた場合の適切な開示に向けた取組み

■「J-IRISS」登録会社数の推移

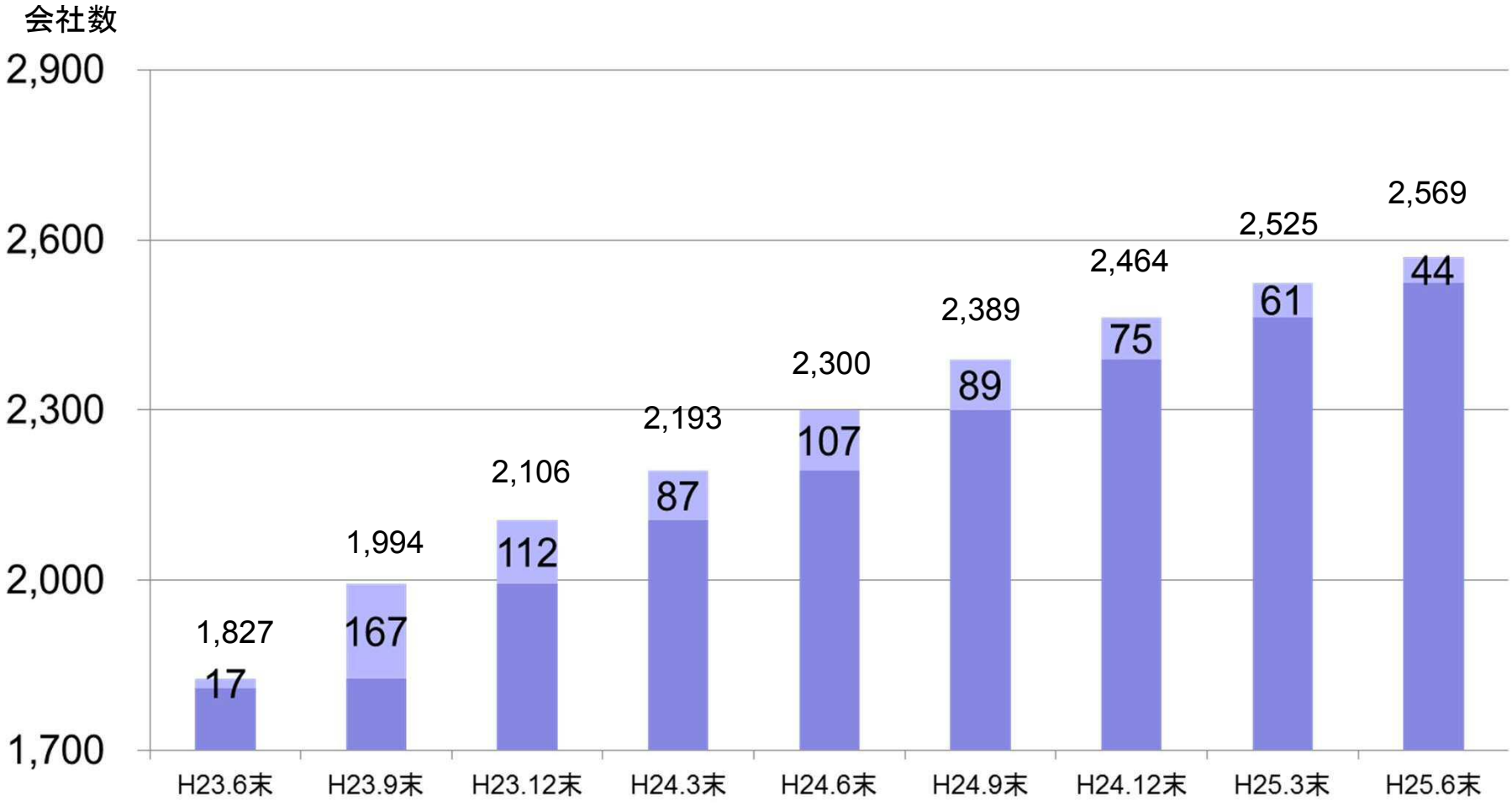

（出所）日本証券業協会HP

不公正ファイナンスに係る事例紹介

（1）ペイントハウス

（2） NESTAGE

（3）井上工業

（4）セラーテムテクノロジー

（1）ペイントハウス （1／4）

■ 平成21年7月14日告発

会社の概要

- JASDAQ証券取引所上場銘柄(平成18年7月9日上場廃止、その後平成22年4月28日破産決定)
- 事業内容：住宅塗装、リフォーム会社
- 本社：東京都

裁判の経過

- 東京地裁（平成22年2月18日）判決
  - ✓ 被告人　アレンジャー
  - ✓ 懲役2年6月（執行猶予4年）、罰金400万円　追徴金3億147万7028円
- 東京高裁（平成22年11月30日）判決
  - ✓ 控訴棄却
- 最高裁（平成23年3月23日）決定
  - ✓ 上告棄却

（1）ペイントハウス （2／4）

■ 証券取引等監視委員会による告発

犯則嫌疑者は、

- ペイントハウスの事業再生・継続のための指導援助等を行っていた。

- ペイントハウスが発行する新株券を、犯則嫌疑者が実質的に統括管理するロータス投資事業組合が取得するにあたり、犯則嫌疑者は、同組合が払い込む金額の大半を直ちに社外流出させる意図を隠し、資本充実が図られたという虚偽の事実を開示させることで、株価の維持・上昇をさせ、さらに取得した株式を売却して利益を得ようと企てた。

- 資本増強が行われた旨の虚偽の事実を公表させ、さらにペイントハウス役員らに払い込まれた金額の大半を社外流出させ、有価証券の売買・相場の変動を図る目的をもって、偽計を用いた。

（1）ペイントハウス （3／4）

■ 事案概要（発行会社の開示資料から）

- 平成17年5月6日、第三者割当による新株及び新株予約権の発行を決議
- 普通株　192,365株　発行価格　1株につき1,228円
- 新株予約権　普通株278,000株分　行使価格　1株につき1,228円（行使前日の終値の90%が1,228円を下回る場合、前日終値の90%）　発行価額の総額2,780千円
- 割当先　ロータス投資事業組合
- 資金使途：不採算店舗の撤退費用、経常運転資金等
- 既存株主の権利の希薄化率255.9%
- 新株予約権行使：同年5月26日全額行使。払込金額の総額341,384千円

（1）ペイントハウス （4／4）

■ 概念図

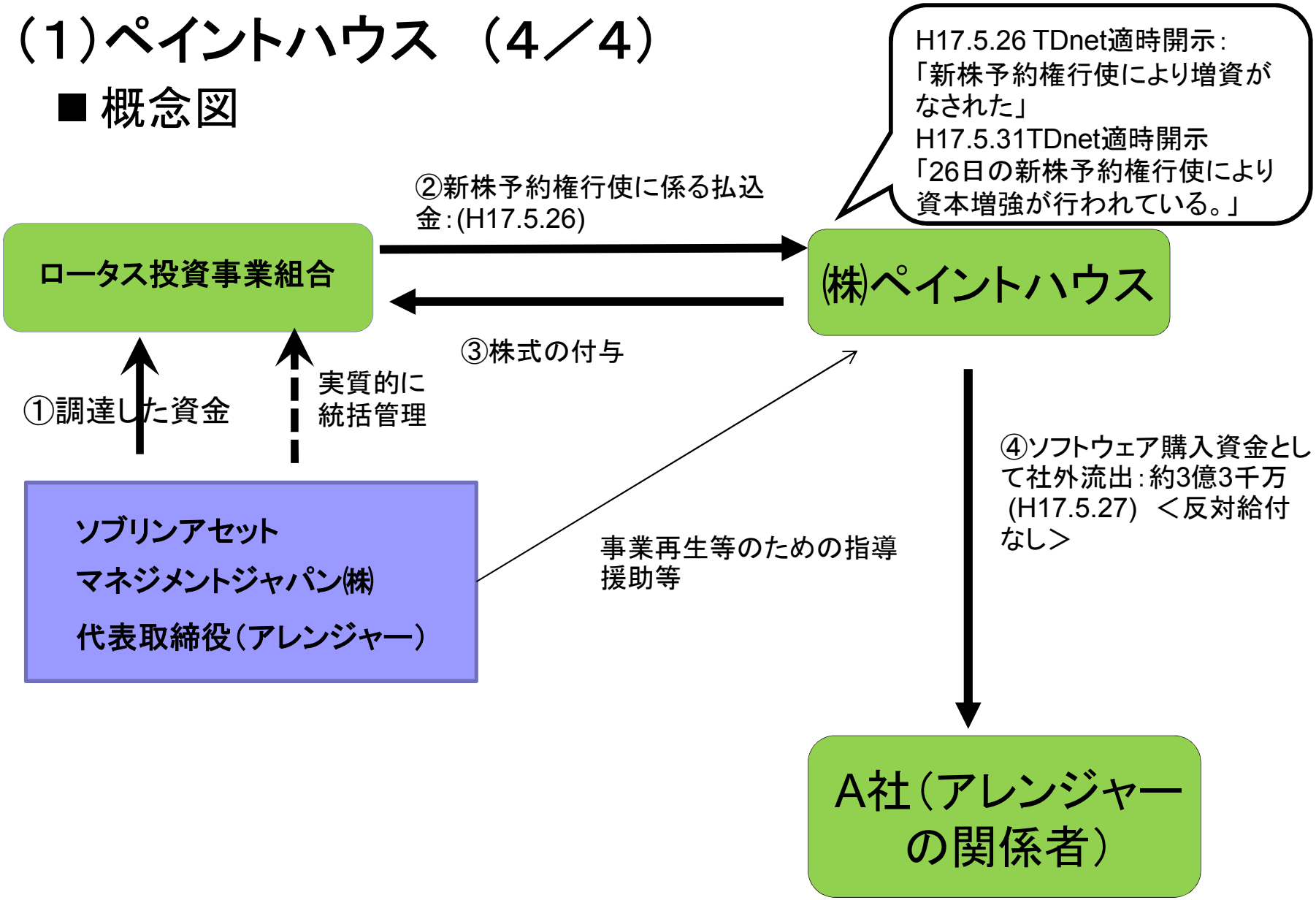

（2）NESTAGE （1／4）

■ 平成23年8月2日告発

会社の概要

- JASDAQ証券取引所上場銘柄(平成22年8月2日上場廃止後、民事再生手続き中)
- 事業内容：ゲームソフトの販売
- 本社：大阪府

裁判の経過

- 大阪地裁（平成23年10月11日）判決
  - ✓ 被告人　クロスビズ関係者2名（代表取締役・元管理部嘱託社員）
  - ✓ それぞれ懲役1年6月（執行猶予3年）←確定
- 大阪地裁：（平成25年5月10日）判決←確定
  - ✓ 被告法人　NESTAGE株式会社　罰金300万円
  - ✓ 被告人　NESTAGE元会長　懲役1年4月（執行猶予3年）
    NESTAGE元役員　懲役1年2月（執行猶予3年）
    NESTAGE元執行役員　懲役1年（執行猶予3年）

（2）NESTAGE （2／4）

■ 証券取引等監視委員会による告発

犯則嫌疑者は、共謀の上、NESTAGE株の上場廃止を回避するため、

- 現物出資を含む第三者割当増資を行い、NESTAGE社の債務超過の回避及び株価のつり上げを企てた。
- 現物出資財産である土地及び建物は、適正な鑑定評価及びその価額が相当であることの証明を受けられないものであったにも関わらず、上記土地及び建物の価値を過大評価した。
- 上記土地及び建物について、適正な鑑定評価及びその価額が相当であることの証明を受けており、その金額に相当する価値のある不動産が現物出資として給付される旨の虚偽の内容を含む公表を行い、もって有価証券の売買のため、及び、有価証券の相場を変動を図る目的をもって、偽計を用いた。

（2）NESTAGE （3／4）

■ 事案概要（発行会社の開示資料から）

- 平成22年2月10日、第三者割当による新株発行決議
- 普通株 37,500千株 発行価格 1株につき2円
- 優先株 1,200株 発行価格 1株につき1,000千円（不動産現物出資による）
- 現物出資対象財産：北海道、山形、岡山の土地及び建物
- 割当先 クロスビズ株式会社
- 上記3物件の鑑定評価額13億円
  株式の発行価額の総額は12億円
- 既存株主の権利の希薄化率197.8%
- 税理士兼公認会計士による相当性証明
- 不動産鑑定士による鑑定評価

} 裁判所検査役調査の例外（会社法207条）

（注）鑑定を行った不動産鑑定士に対して、国土交通省より、懲戒処分等を実施。

（2）NESTAGE （4／4）

■概念図

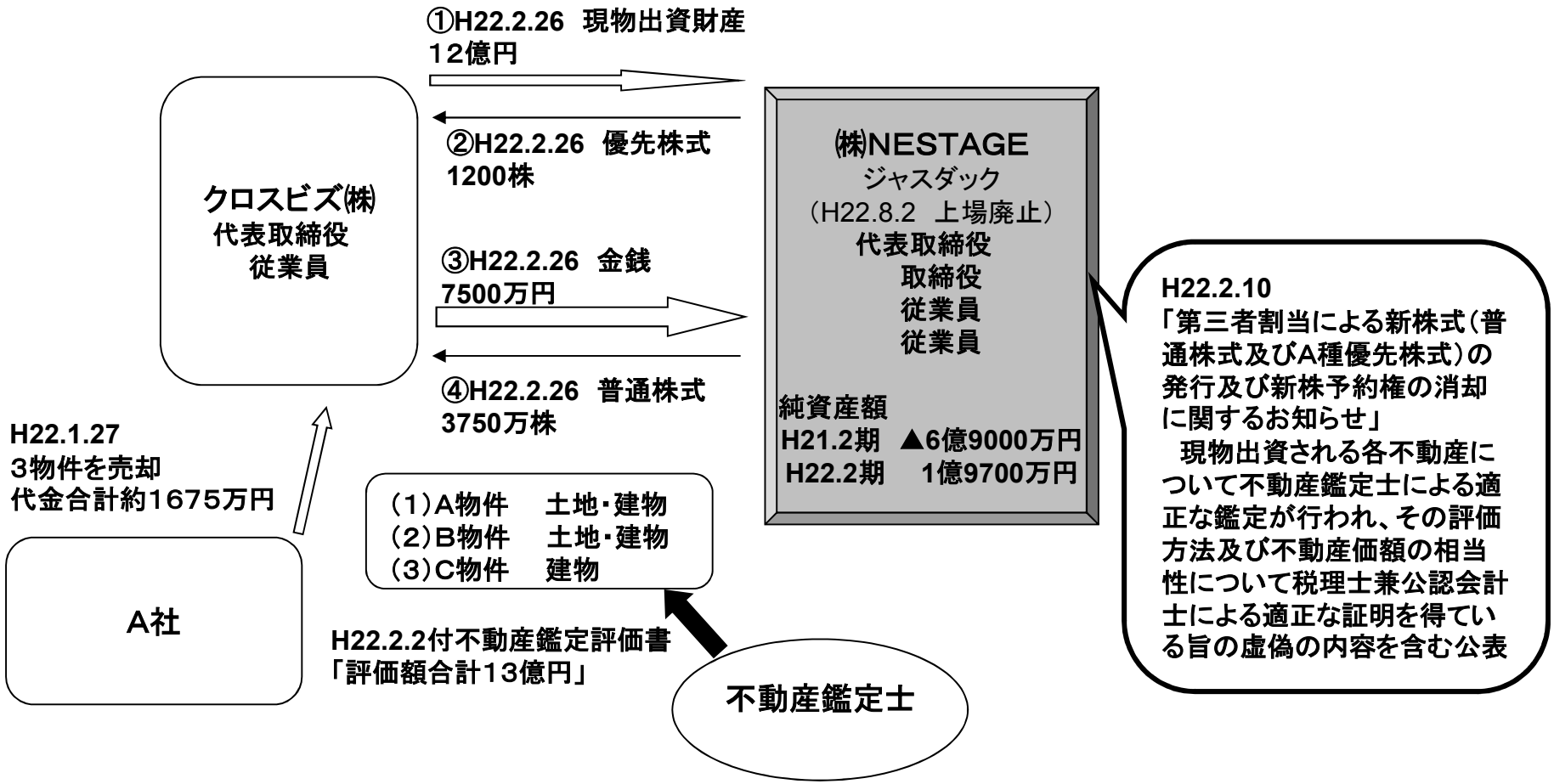

(3)井上工業 (1／4)

■ 平成23年12月12日告発

会社の概要

- 東証2部市場上場銘柄(破産申請により、平成20年10月31日上場廃止、破産手続き中)
- 事業内容:建築業
- 本社:群馬県高崎市

裁判の経過

- 東京地裁(平成24年2月14日)判決
  - ✓ 被告人 アップル有限責任事業組合員 懲役2年6月(執行猶予3年)
- 東京地裁(平成24年3月7日)判決
  - ✓ 被告人 井上工業管理部財務経理部長 懲役1年6月(執行猶予3年)
- 東京地裁(平成24年3月12日)判決
  - ✓ 被告人 井上工業社長室長 懲役2年(執行猶予3年)
  - ✓ 被告人 証券ブローカー 懲役2年6月(執行猶予4年)

(注)この他に、法人としての神商及び神商役員が貸金業法違反(無登録営業)で起訴されるなどしている。

（3）井上工業 （2／4）

■ 証券取引等監視委員会による告発

犯則嫌疑者は、井上工業株の上場廃止を回避するため、

- 第三者割当増資の払込みが実施されたように仮装し、虚偽の事実を公表して偽計を用い、新株を発行するとともに株価の維持上昇を企てた。
- 会社名義の預金口座から出金した自己資金を、他の名義の預金口座を経由させ、新株式割当先名義で、（元の口座とは異なる）会社名義の預金口座に入金し、増資払込金が払い込まれたように仮装した。
- 増資払込みが完了したとの虚偽の事実を公表し、有価証券の取引のため、及び有価証券の相場の変動を図る目的をもって偽計を用いた。

（3）井上工業 （3／4）

■ 事案概要（発行会社の開示資料から）

- 平成20年8月28日、第三者割当による新株発行決議
- 同時に第三者割当新株予約権の発行あり。割当先は新株と異なる。
- 普通株　150,000千株　1株につき12円、総額18億円
- 割当先：アップル有限責任事業組合
- 資金使途：安定的な財政基盤の確立、受注強化を目的とした運転資金
- 既存株主の権利の希薄化率182.3%(新株予約権分を含む。)

（3）井上工業 （4／4）

■ 概念図

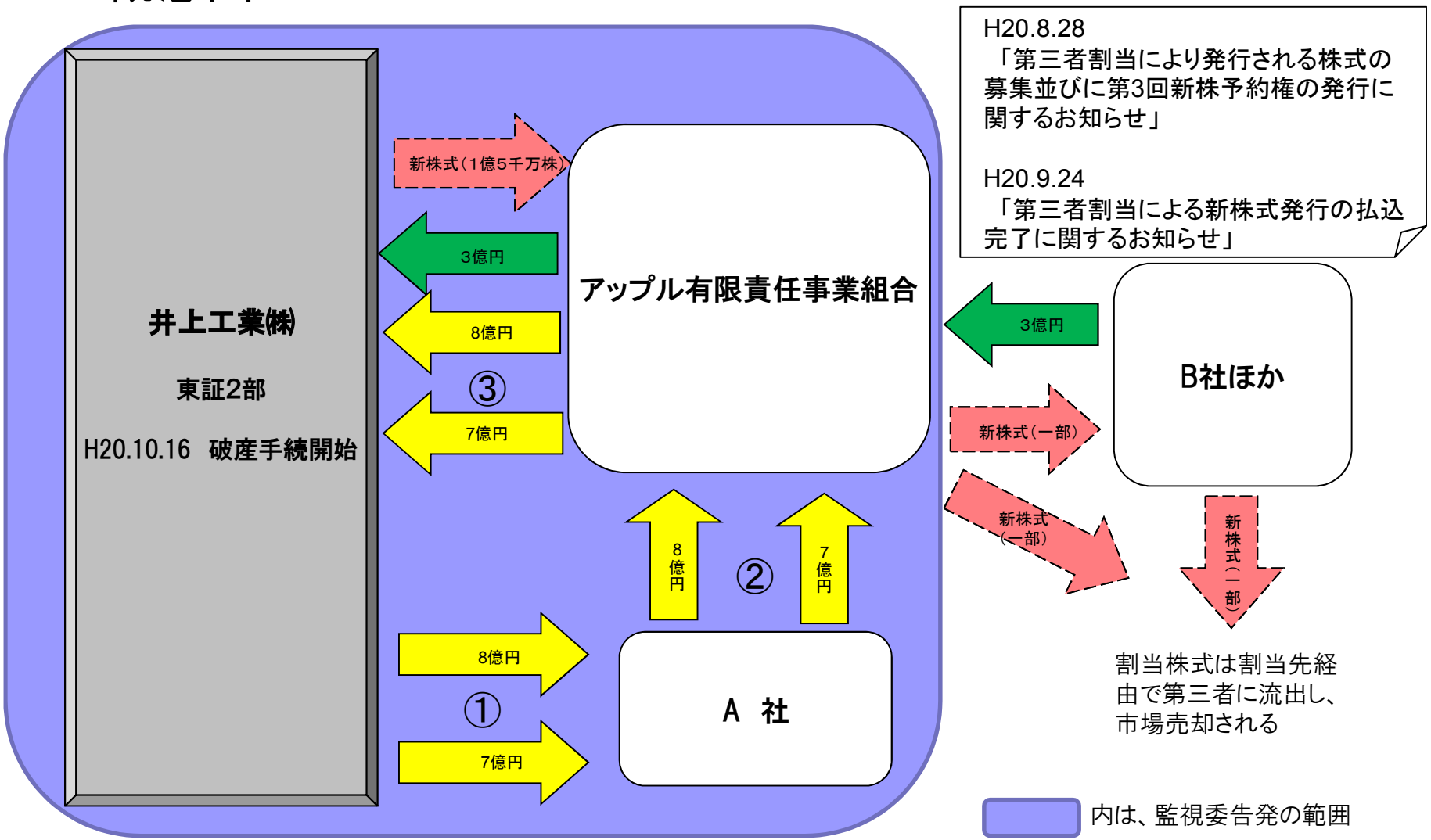
H20.8.28
「第三者割当により発行される株式の募集並びに第3回新株予約権の発行に関するお知らせ」
H20.9.24
「第三者割当による新株式発行の払込完了に関するお知らせ」
井上工業㈱
東証2部
H20.10.16 破産手続開始
新株式（1億5千万株）
3億円
8億円
③
7億円
アップル有限責任事業組合
3億円
B社ほか
新株式（一部）
新株式（一部）
新株式（一部）
8億円
②
7億円
8億円
①
7億円
A 社
割当株式は割当先経由で第三者に流出し、市場売却される
内は、監視委告発の範囲

（4）セラーテムテクノロジー　（1／4）

■　平成24年3月26日告発

会社の概要

- 大証ヘラクレス市場（現JASDAQ証券取引所）上場銘柄（平成24年7月20日に上場廃止）
- 事業内容：IT技術・アプリケーション販売
- 本社：東京都

裁判の経過

- 東京地裁：（平成25年4月12日）判決
  - ✓ 被告人　セラーテムテクノロジー（法人）、罰金800万円
    セラーテムテクノロジー 元取締役兼CFO、同代表取締役
    ともに　懲役2年6月（執行猶予4年）、罰金400万円

（4）セラーテムテクノロジー （2／4）

■ 証券取引等監視委員会による告発

犯則嫌疑者は、上場廃止を回避するため、

- 好業績の中国法人を子会社化することにより、セラーテム社の連結決算上の業績アップを図り株価上昇を図るとともに、中国法人株主らに経営支配権を掌握させるスキームを計画した。

- 上記スキームを、当初は株式交換の方法で行うことを計画したが、中国法人による「裏口上場」とみなされないよう、第三者割当増資により調達した資金で中国法人を買収する方法に切り替えた。

- セラーテムの自己資金を、中国法人株主らが実質的に支配する会社、割当先、セラーテムの三社間で2回循環させ、セラーテムが第三者割当増資により調達した資金で、中国法人を買収したかのように偽装した。

- 上記第三者割当増資に係る払込手続きの完了など、虚偽の事実を公表し、有価証券の相場の変動を図る目的をもって偽計を用いた。

（4）セラーテムテクノロジー （3／4）

■ 事案概要（発行会社の開示資料から）

- 平成21年11月13日、第三者割当による新株発行及び当該第三者割当新株発行資金による中国会社（北京誠信能環科技有限公司）の子会社化を決議
- 普通株 111,740株 発行価格 1株につき13,420円
- 払込金総額：1,499,550,800円（うち750百万円については、子会社化のために割当先から借り入れる資金に係る金銭債権による現物出資）
- 割当先 WEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITED（バージン諸島設立の会社）
- 既存株主の権利の希薄化率181.8%
- 北京誠信の子会社化については、契約支配型ストラクチャーを採用（北京誠信は外資規制により直接買収できないため、別の中国会社を買収、完全子会社化し、当該子会社が、北京誠信と支配目的契約を締結することにより行う。連結会計可能。）

（4）セラーテムテクノロジー （4／4）

■ 概念図

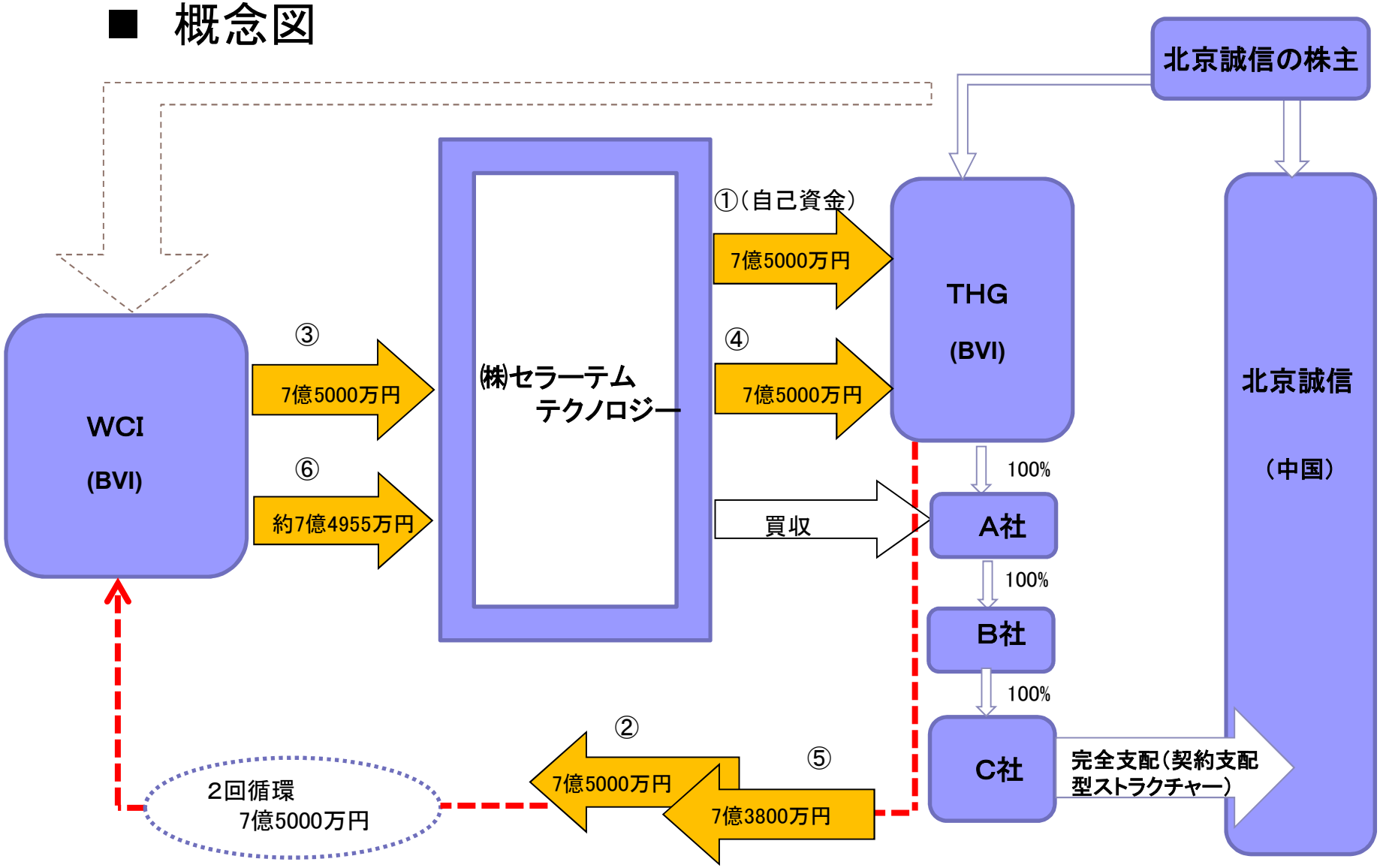

開示規制違反に係る課徴金勧告・告発の状況

（件）

区分　　年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	計
課徴金納付命令勧告	3	8	11	10	19	11	9	5	76
虚偽記載	3	8	11	9	18	9	9	5	72
不提出	-	-	0	0	1	2	0	0	3
公開買付に係るもの	0	0	0	1	0	0	0	0	1
告　　発									
有価証券報告書等の虚偽記載等	1	0	4	4	2	4	0	0	15

(注)年度とは当年4月から翌年3月をいう。ただし、平成25年度は6月まで。

開示規制違反に係る事例紹介

（平成24年4月～平成25年6月に、課徴金勧告が行われた事例）

業種		勧告・告発日	上場市場	主な粉飾の手口等
卸売業	食品事業	H24.9.28	JQ	貸倒引当金の過少計上等
	宝飾品事業	H25.3.26	JQ	営業出資金名目の使途不明金に係る損失の不計上、債務免除に係る損失の不計上、営業出資金の架空計上、貸付金の過大計上、棚卸資産の過大計上等
	風力発電所の開発・運営	H25.3.29	東マ	実態のない風力発電機販売斡旋取引に係る売上の計上
サービス業	高機能家電の販売支援サービス	H24.5.25	東マ	投資有価証券評価損の過少計上、貸倒引当金繰入額の過少計上
	介護事業	H25.6.14	非上場	減損損失の不計上、のれんの過大計上、賃貸用の土地・建物の過大計上等
小売業	インターネット通販事業	H24.10.16	東マ	売上原価の過少計上等
	フランチャイズ・チェーン事業	H25.4.23	JQ	のれんの過大計上、抱合せ株式消滅差損の過少計上等
精密機器	医療機器の製造・販売	H24.4.13（勧告） (H24.3.6ほか(告発))	東１	投資有価証券の過大計上、のれんの過大計上、長期借入金の過少計上
その他金融業	投融資事業	H24.5.25	札証	のれんの過大計上による損失の過少計上、売上の過大計上、営業投資有価証券評価損の過少計上、売掛金の過大計上
食料品	フランチャイズ・チェーン事業	H24.7.10	JQ	架空売上の計上等
非鉄金属	アルミダイカスト製品の製造・販売	H24.11.6	東２	貸倒引当金繰入額の過少計上等
電子機器	情報通信システム事業	H25.4.26	東1、大1	架空売上による売掛金の過大計上、貸倒引当金の過少計上、リベートの未処理による売掛金の過大計上等
機械	産業機械関連事業	H25.6.19	東２	仕掛品の過大計上、のれんの過大計上、架空売上の計上、売上原価の不計上等
情報・通信業	システムインテグレーション事業	H25.6.21	東１	投資有価証券評価損の不計上等

損失分離スキームの概要

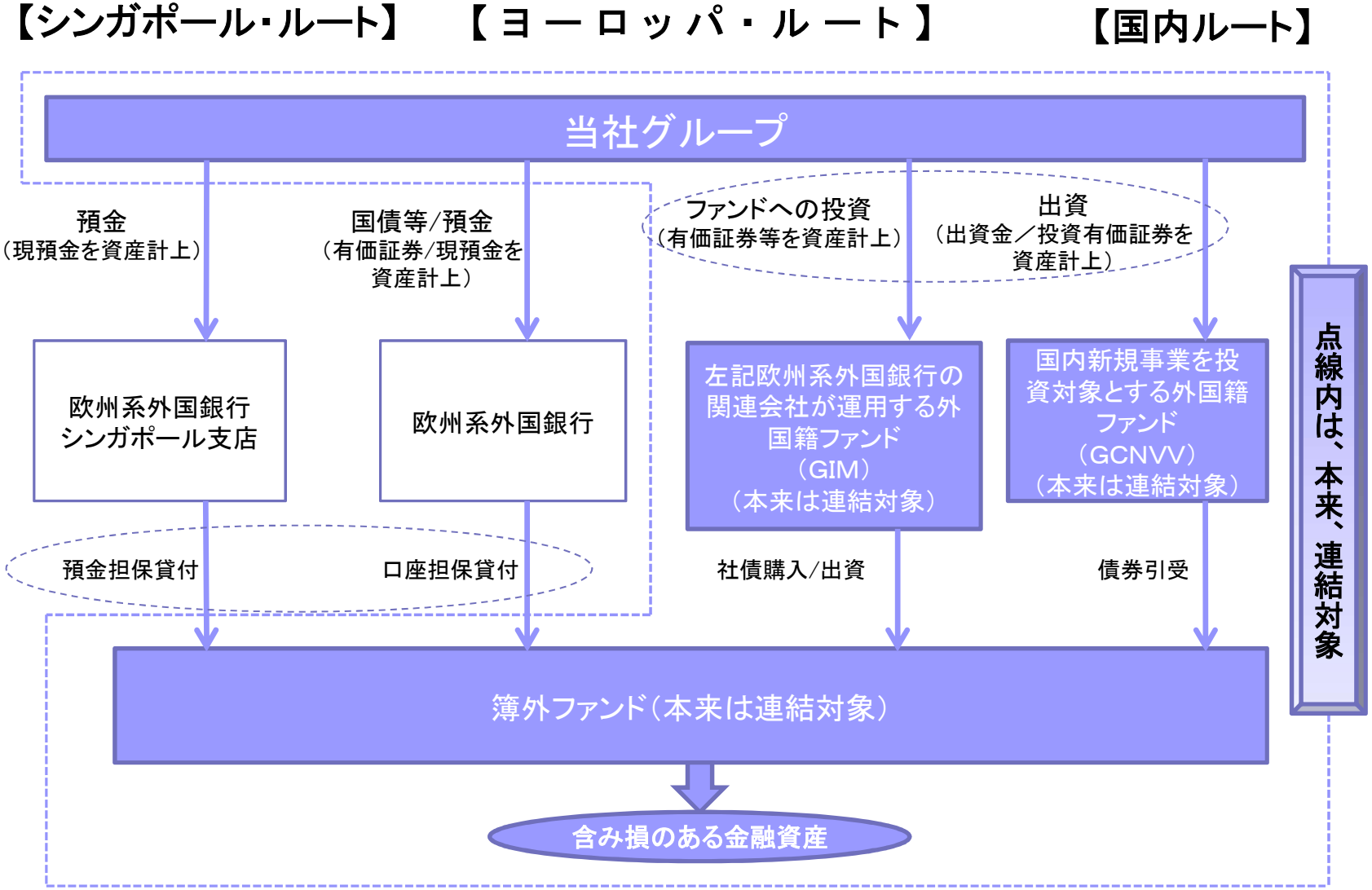

注：シンガポール・ルートは、2005年3月期以降、ファンド（SG Bond Plus）に対する投資（投資有価証券として資産計上）に変更

オリンパス㈱に係る有価証券報告書等の虚偽記載（資料2）

損失解消スキーム（国内3社関係）の概要

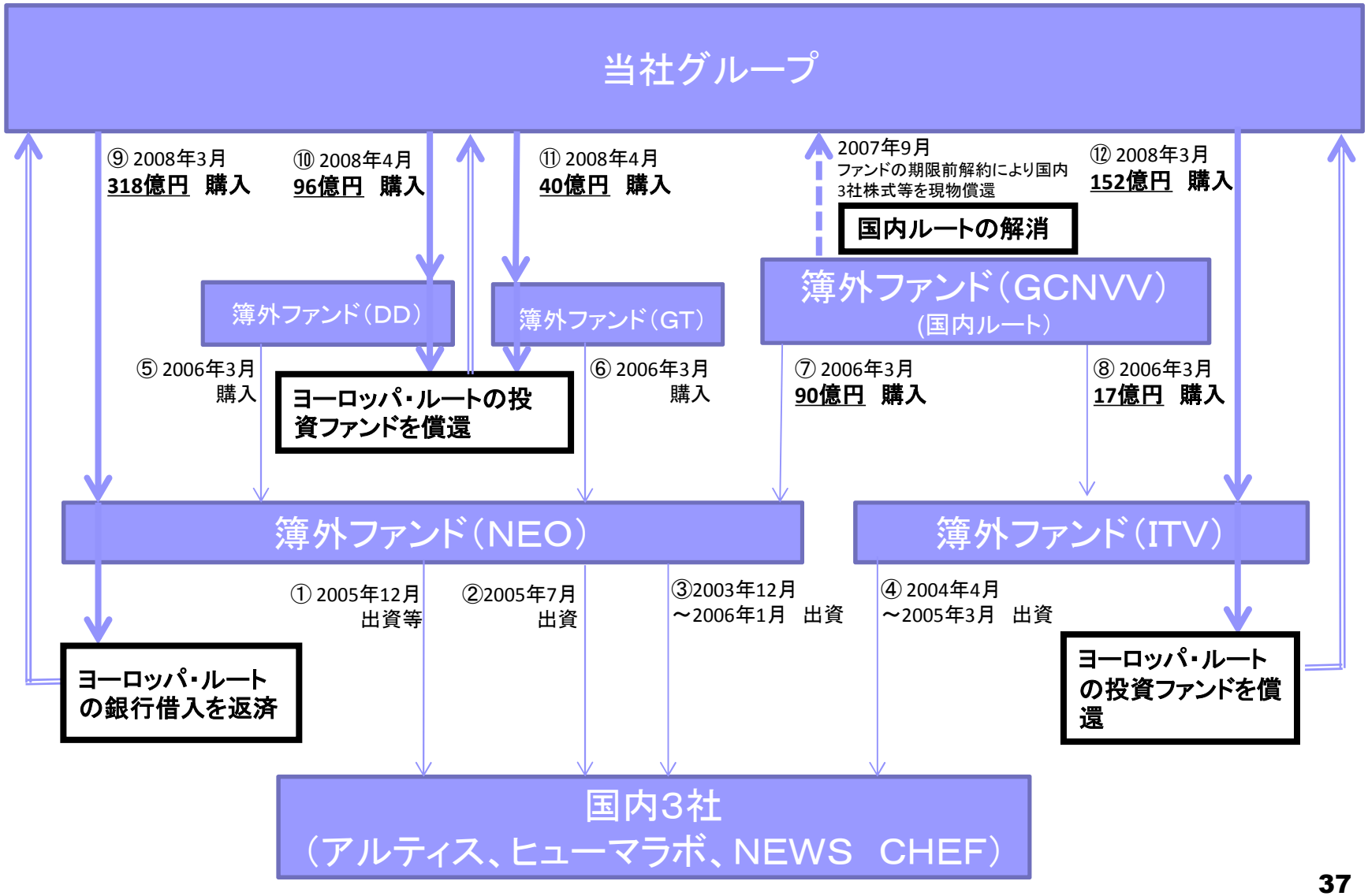

オリンパス㈱に係る有価証券報告書等の虚偽記載（資料3）

損失解消スキーム（ジャイラス関係）の概要

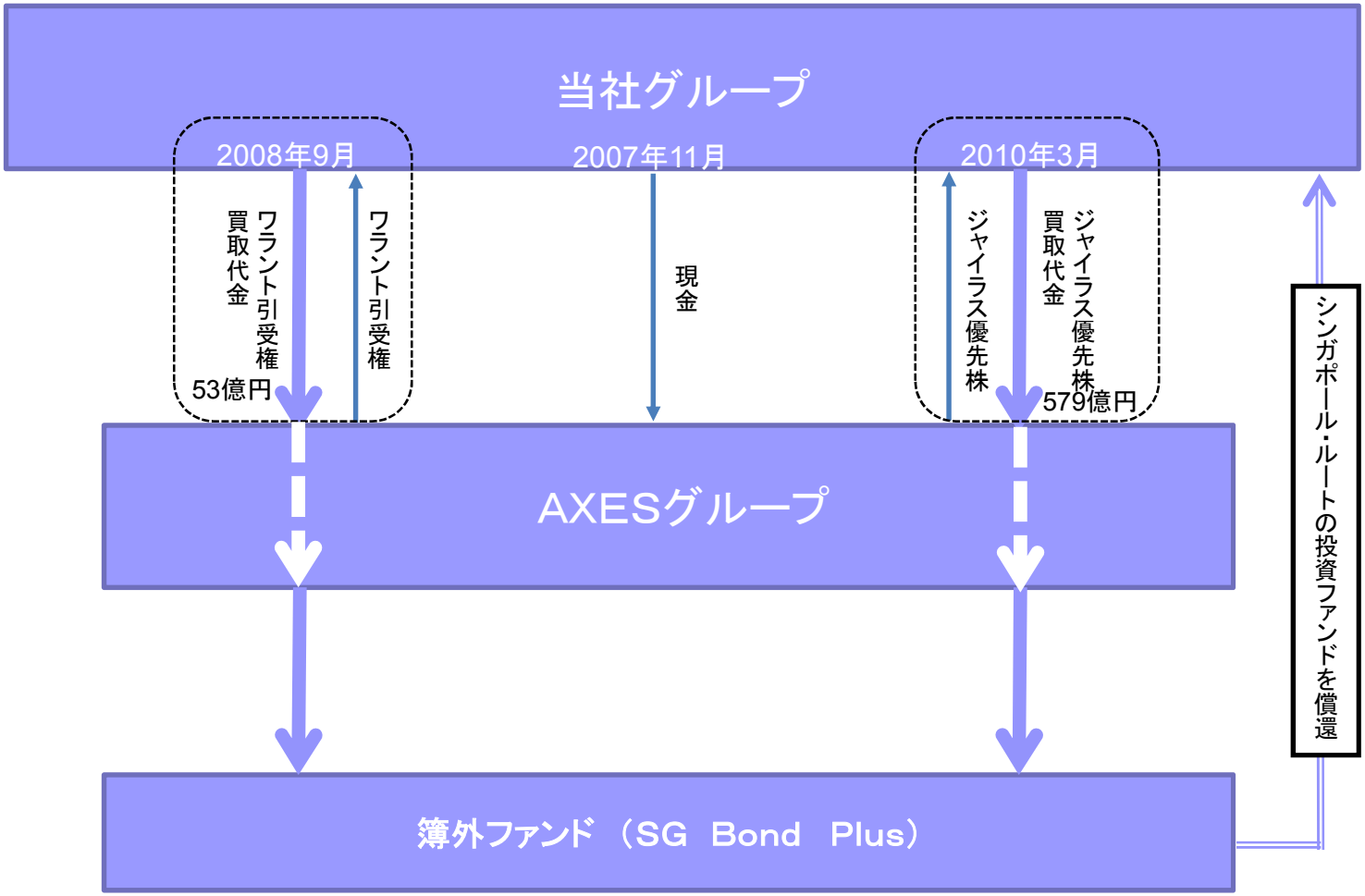

事例Ⅰ～営業出資金名目の使途不明金に係る損失の不計上～（平成24年度勧告）（1／3）

1．　本件は、①当社から複数の海外ファンドに対して営業出資金の名目で使途不明の資金が送金されていたにもかかわらず、また、②当社の取引先に対する貸付金について、当社が債務免除を行ったにもかかわらず、損失が計上されなかったものである。

2．（1）海外ファンドに対する出資

当社は、当社会長（x氏）が主導して、複数の海外ファンドに対する出資を行い、営業出資金として資産計上していたが、当該出資は、x氏が、自らに対しその資金を還流させるために行ったものであり、また、当該海外ファンドによる資金運用の実態はないなど、資金使途は不明なものであった。

したがって、当該ファンドに対する営業出資金の名目で送金した資金については、本来であれば、使途不明金として認識し、送金した時点で直ちに損失計上すべきものであったが、これを行わなかった結果、当社は使途不明金相当額の損失計上を回避するとともに、営業出資金の架空計上を行っていた。

事例Ⅰ
～営業出資金名目の使途不明金に係る損失の不計上～（2／3）

２．（1）海外ファンドに対する出資

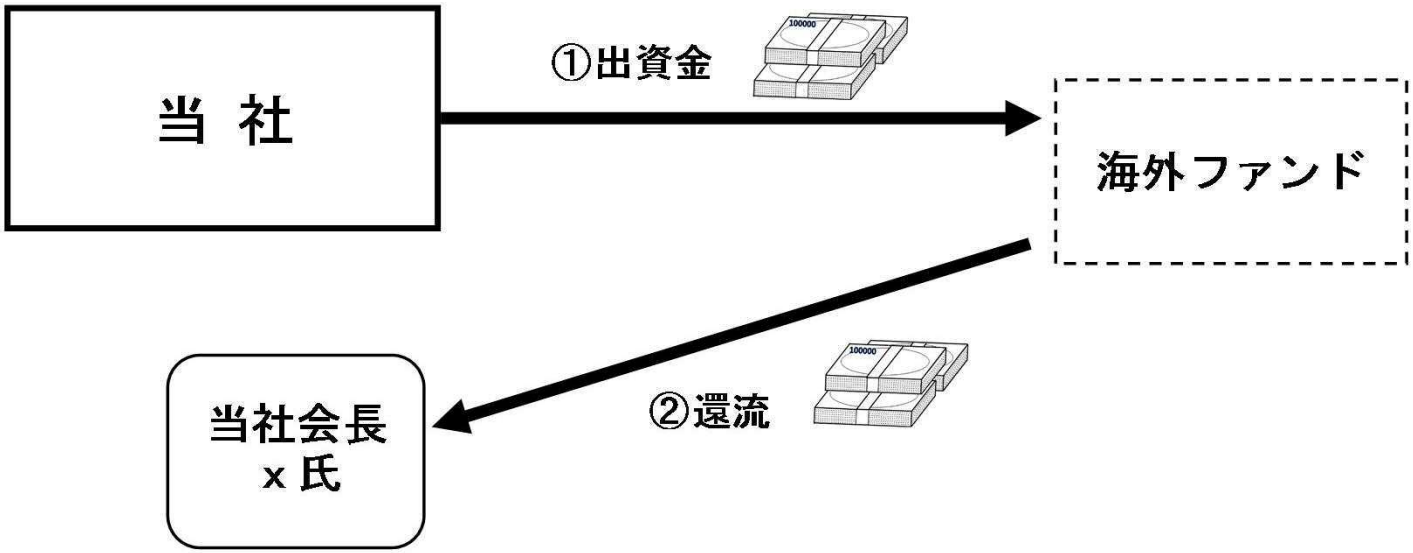

事例Ⅰ
～営業出資金名目の使途不明金に係る損失の不計上～（3／3）

２．（2）取引先向け貸付金の債務免除

当社は、取引先（A社）に対して貸付けを行っていたところ、当該貸付金について、当社とA社は、「A社が保有するB社株式を全部売却し、その売却代金の全額を当社に支払えば、当該売却代金が貸付金残高に足りなくとも、一切の清算は要しない」旨の合意書を締結しており、当該合意に基づき、A社より貸付金の一部が支払われたことにより、残額の債務免除が行われていた。

当該債務免除を行った貸付金については、本来であれば、その全額を損失として処理すべきものであったが、x氏の指示により、その損失処理を先延ばしした結果、貸付金が過大計上されていた。

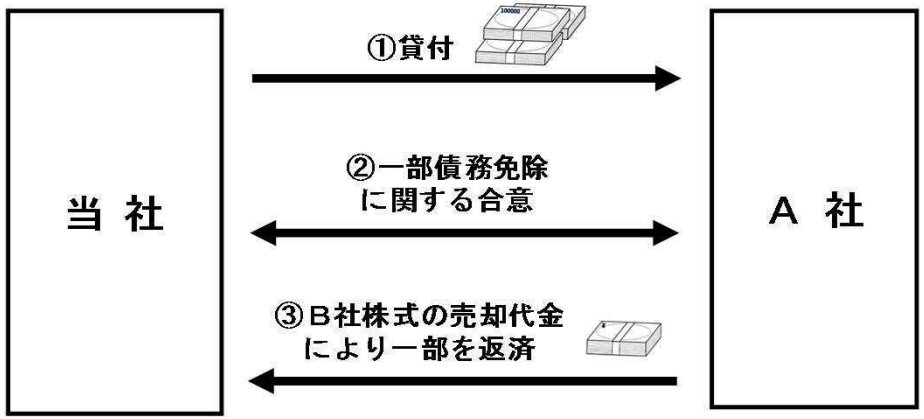

国際証券監督者機構（IOSCO）の多国間情報交換枠組み（マルチMOU）

証券取引のグローバル化

国境を越えた証券不正行為等への対応

国際協力の必要性の増加及び
01年の同時多発テロをきっかけに
多国間情報交換枠組みを構築
↓
02年5月　IOSCO　マルチMOU
08年2月　日本（金融庁）署名

ー　証券不公正取引等に関して：

・海外当局から審査・検査情報等を取得
・海外当局の依頼に基づき、情報を提供

ー 現95加盟当局 ー　（2013年7月末時点）
主要加盟国・地域と情報交換の体制

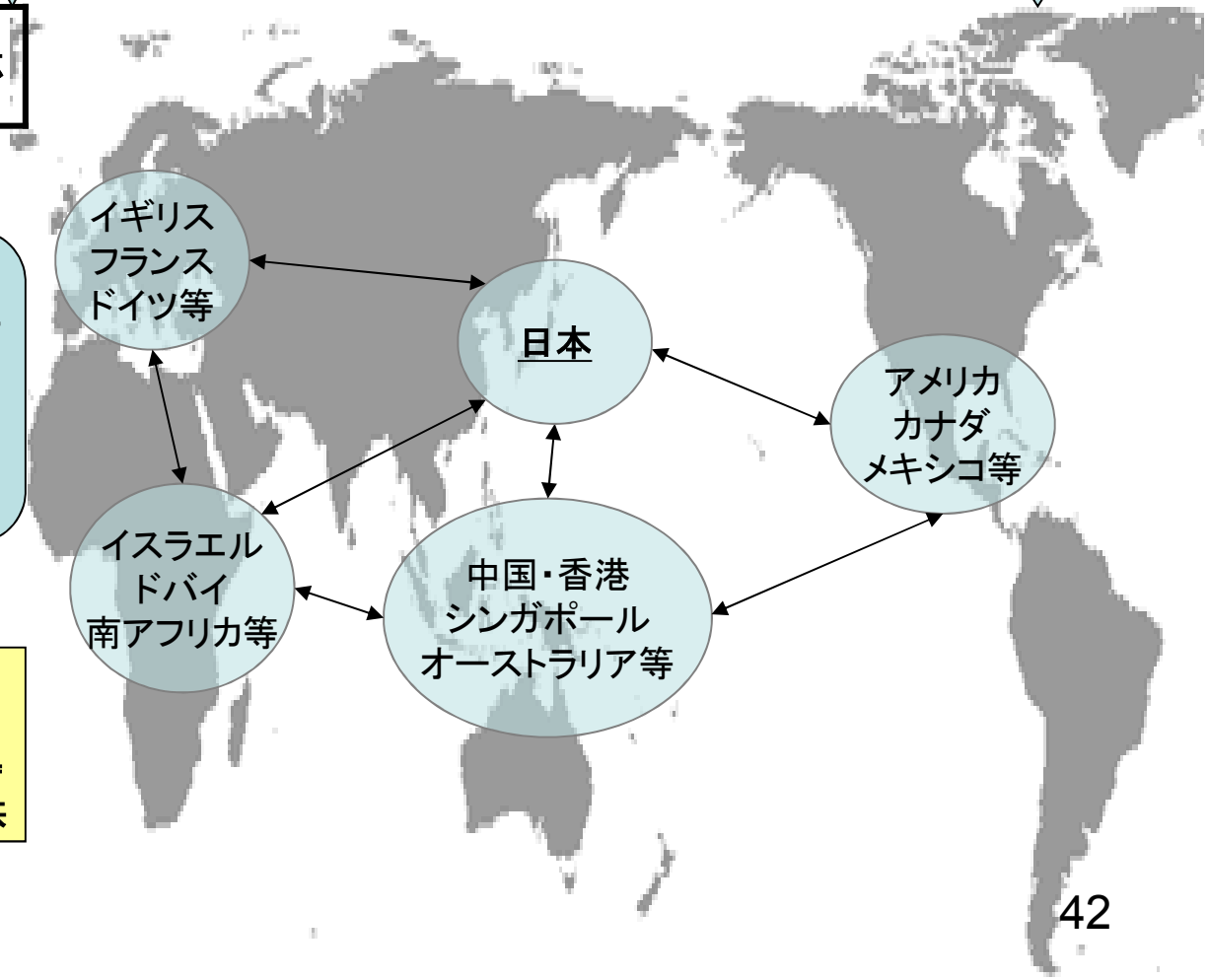

（2013 年7月末現在）

IOSCO多国間MOU署名国一覧

署名国・地域（95 当局）

※左から右に、署名年月日順に記載

欧州（41）	ギリシャ [2002.10.18]	ポルトガル	フランス [2003.2.19]	ジャージー	英国 [2003.3.10]	スペイン	ハンガリー	リトアニア	イタリア
	ポーランド	ドイツ [2003.11.5]	スロバキア	ベルギー	マン島	マルタ	デンマーク	ノルウェー	チェコ
	ルクセンブルグ	フィンランド	オランダ	ルーマニア	ガーンジー	モンテネグロ	アルバニア	クロアチア	スロベニア
	キプロス	スルプスカ	オーストリア	ブルガリア	セルビア	スイス	アイスランド	マケドニア	エストニア
	リヒテンシュタイン	スウェーデン	ボスニア・ヘルツェゴビナ	アイルランド	ラトビア				
北米・中南米（17）	オンタリオ州（カナダ）	米国 SEC [2002.11.19]	ケベック州（カナダ）	米国 CFTC [2002.12.19]	メキシコ	アルバータ州（カナダ）	ブリティッシュコロンビア州（カナダ）	英領バージン諸島	バミューダ
	ケイマン諸島	ブラジル	ウルグアイ	コロンビア	ペルー	エル・サルバトル	バハマ	トリニダード・トバコ	
アジア（15）	香港 [2003.3.3]	インド	スリランカ	シンガポール [2005.11.17]	マレーシア	中国 [2007.5.29]	金融庁(日本) [2008.2.19]	タイ	モルディブ
	韓国 [2010.6.9]	パキスタン	台湾	経産省(日本) [2011.5.9]	農水省（日本） [2011.5.9]	ラブアン			
大洋州(2)	オーストラリア	ニュージーランド							
中東（10）	トルコ	イスラエル	ドバイ	バーレーン	ヨルダン	サウジアラビア	シリア	オマーン	アラブ首長国連邦
	カタール								
アフリカ(10)	南アフリカ	ナイジェリア	モロッコ	ケニア	西アフリカ経済通貨連合	チュニジア	タンザニア	エジプト	モーリシャス
	マラウイ								

金融庁と海外証券当局との情報交換取極（MOU）締結状況

1997 年３月	中国証券監督管理委員会（ＣＳＲＣ）
2001 年 12 月	シンガポール通貨監督庁（ＭＡＳ）
2002 年５月	米国証券取引委員会（ＳＥＣ）及び米国商品先物取引委員会（ＣＦＴＣ）
2004 年９月	オーストラリア証券投資委員会（ＡＳＩＣ）
2005 年５月	香港証券先物委員会（ＳＦＣ）
2006 年６月	ニュージーランド証券委員会（ＮＺＳＣ）（注）

（注）2011 年 5 月にニュージーランド金融市場機構（ＦＭＡ）へ改組

事例Ⅱ　～リベートの過大計上～（平成24年度勧告）（1／3）

1．本件は、インターネット通販による家電小売業において、仕入先から支払われるリベート（仕入値引）を過大計上するなどにより、売上原価を過少計上したものである。

2．当社は、家電の販売情報（日時、製品、数量等）に応じて、仕入先から各種のリベートを受け取っていた。こうした販売情報のうち、日時（仕入時）に計上されるリベートについては、当社の財務・会計システムと仕入先のPOS サーバに対応するPOS 端末が連携して自動処理されていたものの、販売・在庫状況に応じて月次で計上されるリベートについては、仕入先のPOS システムとの連携が未対応であったため、毎週末に一括してPOS 端末に手入力するとともに、当社の財務・会計システムに仕入の月次決算を手入力することによって対応していた。

当社は、リベートの月次決算処理に当たって、リベート内訳を分類・集計した社内資料（リベート総括表）を作成していたが、当社役員は、当社の決算時に、リベート総括表の合計金額は一致させつつ、日次リベート金額を減額し、その分、月次リベート金額を増額する改ざんを行っていた。この結果、仕入時に計上済の日次リベート金額に加えて、当該役員によって水増しされた月次リベート金額が計上され、これによりリベートが過大計上されることとなった。

事例Ⅱ　～リベートの過大計上～（2／3）

（リベートの前提となる情報システム）

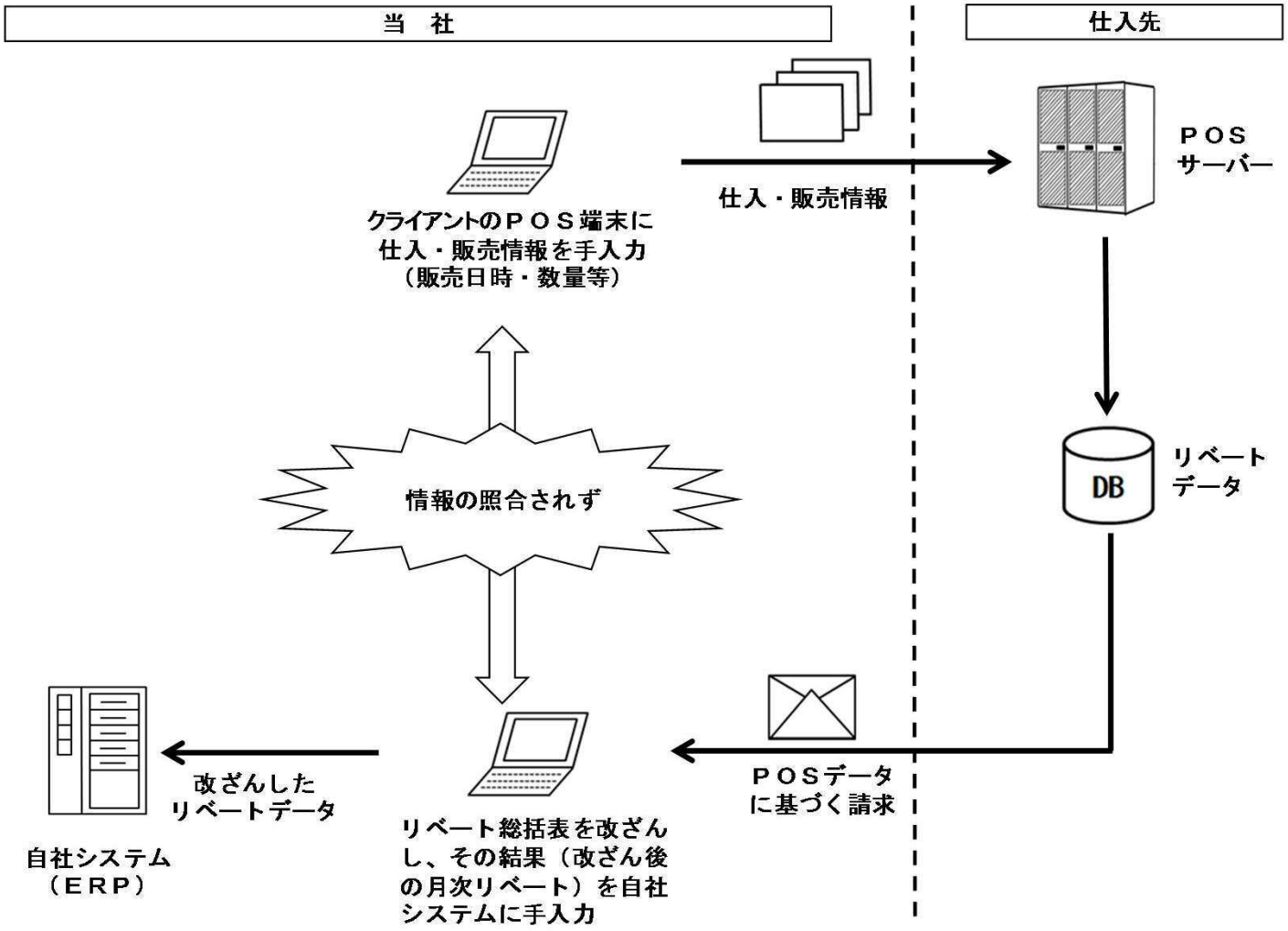

事例Ⅱ　～リベートの過大計上～（3／3）

（リベート総括表の内訳の改ざん）

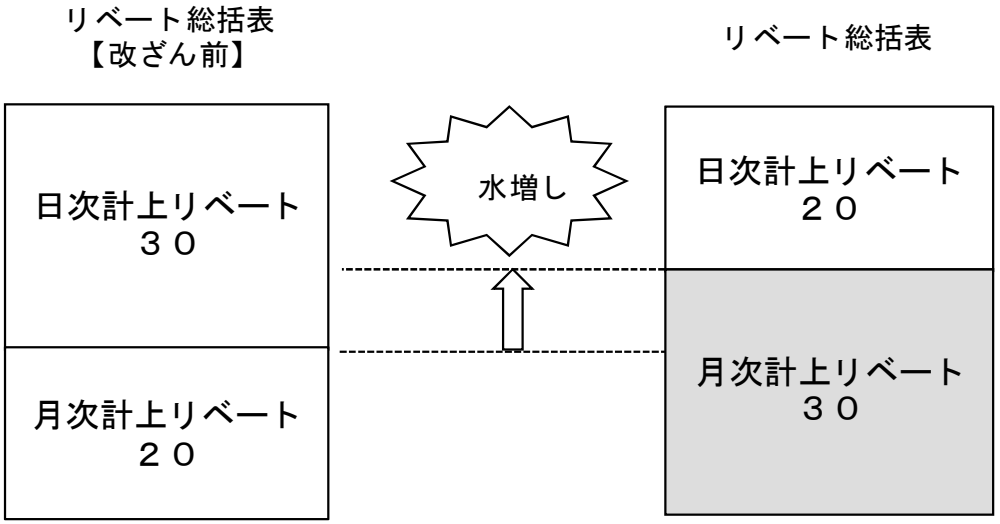

・日次リベート30を仕入時に計上済であるにもかかわらず、リベート総括表の改ざんにより、月次リベートを決算時に水増しし、その分、日次リベートを減らす処理を行った。

・その結果、仕入時に計上済のリベート30に加え、決算時に水増しされた月次リベート30が合算されることとなり、会計上、計上されるリベートの合計額は60となる。

（会計上反映される仕入値引合計額のイメージ）

	日次計上リベート	月次計上リベート	合計
実体数値	30	20	50
改ざん後数値	30	30	60

事例Ⅲ
～貸倒引当金繰入額の過少計上～（平成24年度勧告）（1／3）

1．　本件は、当社が当社の役員等に対して貸し付けた金銭や当社保有株式について、当該貸付取引に係る債権の回収可能性を適切に検討せず、貸倒引当金繰入額の過少計上等を行ったものである。

2．（1）当社役員に対する貸付金等

当社は、当社代表取締役（x氏）が主導して、当社役員（y氏）が個人的に行っていた株式信用取引の担保として当社保有の株式を名義上の貸付先を介して貸し付けるとともに、y氏が当社株式を購入するための資金を貸し付けていた。当該貸付については、度重なる契約変更の末、条件緩和等がされていたほか、y氏は当社からの借入金の他にも複数の金融機関等から借入金を相当額有していたことなどから、本来「債務の弁済に重大な問題が生じる可能性の高い債務者に対する債権」に該当し、貸倒懸念債権として評価すべきであったが、当社は、当該債権区分に応じた債権の評価を行わず、貸倒引当金繰入額を過少に計上していた。

事例Ⅲ
～貸倒引当金繰入額の過少計上～（2／3）

2.（1） 当社役員に対する貸付金

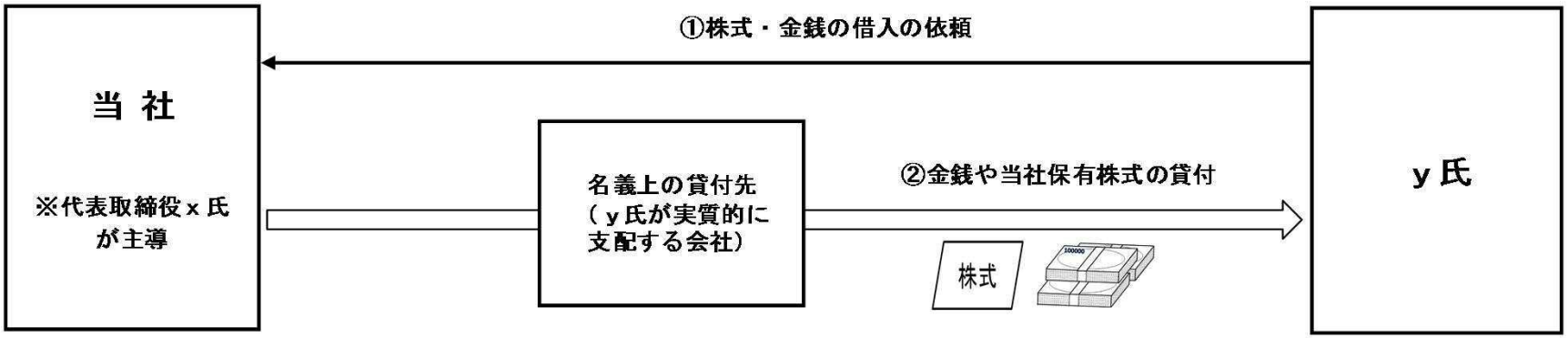

事例Ⅲ
～貸倒引当金繰入額の過少計上～（３／３）

２.（２） 当社代表取締役の知人に対する貸付金

当社は、x氏の知人であるz氏に対して、z氏が個人的に行っていた株式信　用取引の決済時の不足金に充てるための資金を貸し付けていた。当該貸付については、返済期限の延長がなされていることや、z氏が当社から借り受けた資金の全額を個人的な株式信用取引の損失の穴埋めに費消しており、十分な返済原資を有していないことなどから、本来、「債務の弁済に重要な問題が生じる可能性の高い債務者に対する債権」に該当し、貸倒懸念債権として評価すべきであったが、当社は、当該債権区分に応じた債権の評価を行わず、貸倒引当金繰入額を過少に計上していた。

（参考）証券取引等監視委員会とは

- 金融庁（内閣府の外局）に置かれた合議制の機関。1992（平成4）年発足（本年7月で22年に）。

- 委員長・委員（2名）は、衆・参両議院の同意を得て内閣総理大臣により任命（任期は3年）。
  独立してその職権を行使。

- 主な仕事：
  ①証券市場の市場監視
  （インサイダー取引、相場操縦、粉飾等の調査・摘発）
  ②証券検査（金融商品取引業者等に対する業規制の一環）

- 事務局（含財務局）の職員数は739人（H25年度末定員）。
  事務局 ・・・ 84人（平成4年度）→ 400人（平成25年度）
  財務局 ・・・ 118人（平成4年度）→ 339人（平成25年度）

国の行政機構における証券監視委

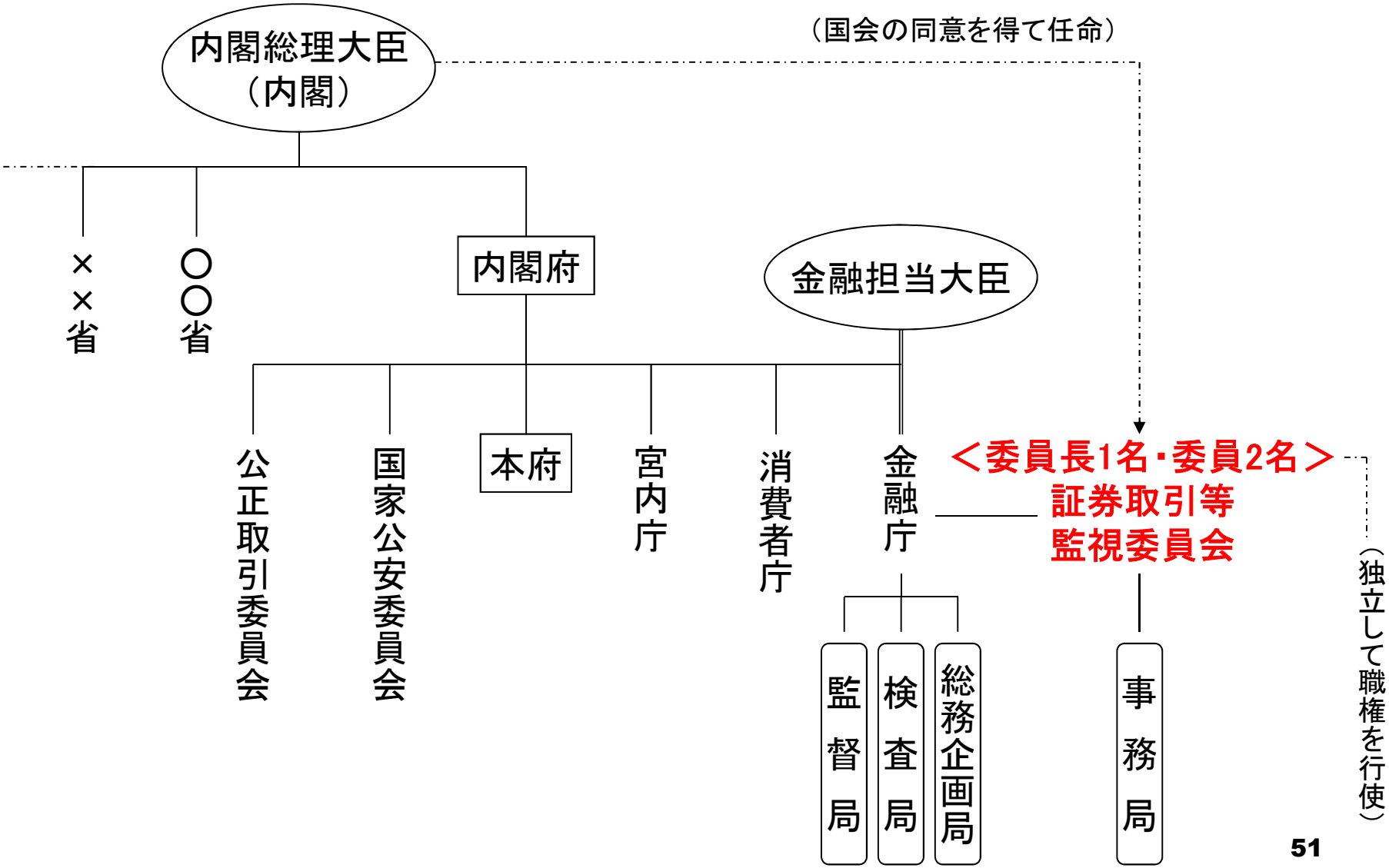

（参考）証券監視委の市場監視活動と市場の活性化・国際競争力

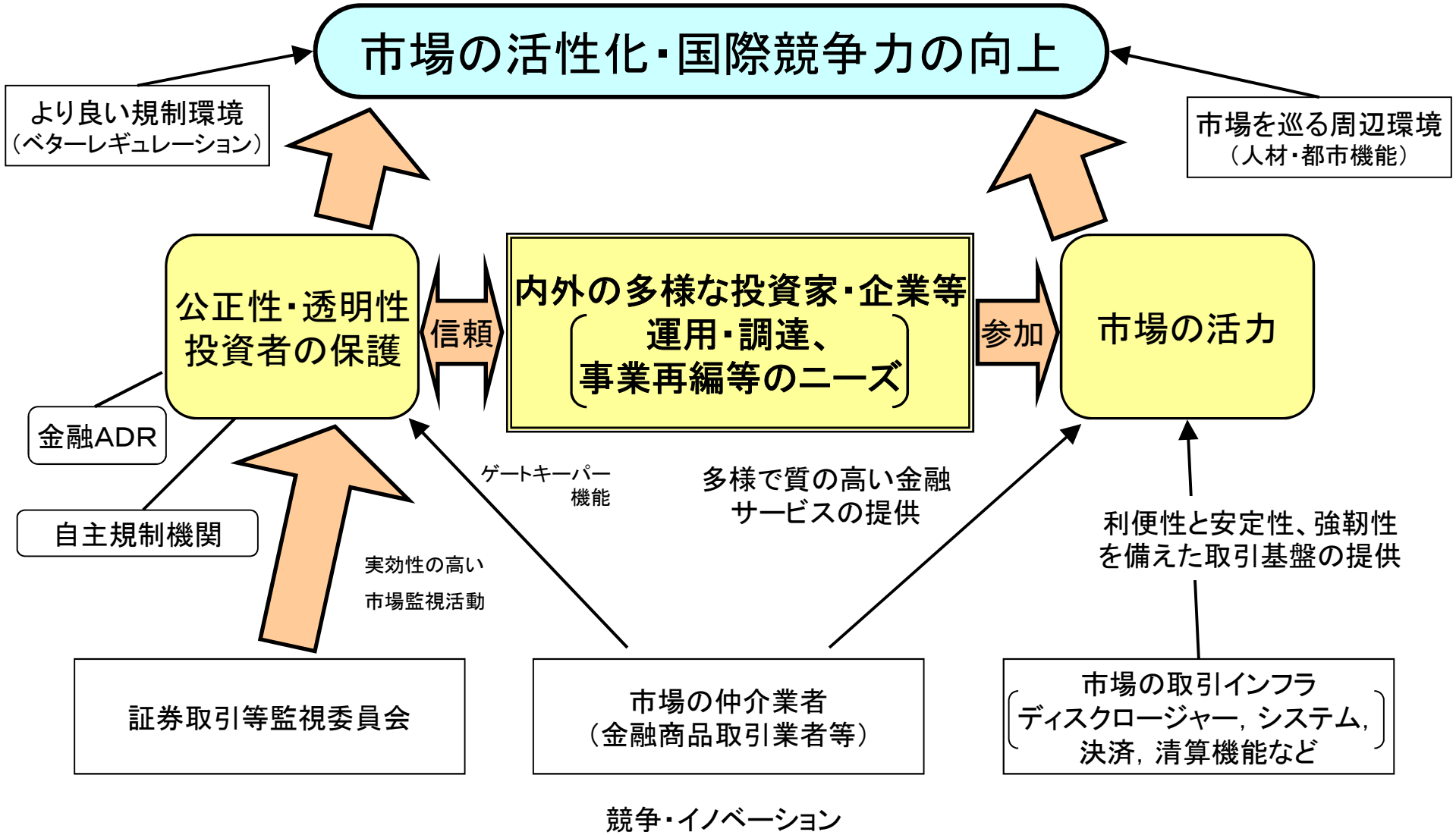

情報提供は
https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/
tel: 03-3581-9909

年金運用ホットライン
http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm
tel: 03-3506-6627

公益通報の通報・相談は
http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm
tel: 03-3581-9854

証券取引等監視委員会
Securities and Exchange Surveillance Commission

〒100-8922
東京都千代田区霞ヶ関3-2-1中央合同庁舎7号館
電話番号（代表）:03-3506-6000
HP： http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm

【免責事項】

本資料は、閲覧される方のご理解を助けるために、一部事実を抽象化等している部分もあります点を予めご了承ください。